

議案第1号

規約・規程の変更について

国の要綱・要領の改正等に伴い、この会の規約・規程の変更について、別記のとおり議決を求める。

平成23年8月30日 提出

北海道農地・水・環境保全向上対策協議会  
会長 眞 野 弘

※ この議案に係る事項の議決後、農林水産省農村振興局長等の承認を受けるため、当該事項について字句修正等の軽易な変更を行う場合は、会長においてこれを専決することができるものとし、その結果を次期の総会に報告するものとする。

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約 平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更 <b>平成〇〇年〇月〇日変更</b></p> <p>第1章 総則 (名称)第1条～(事務所)第2条[略]</p> <p>(目的) 第3条 道協議会は、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動の<b>推進</b>、農業者ぐるみでの先進的な営農活動の<b>推進</b>、<b>農業用排水路等の施設の長寿命化を図るための向上活動の推進を</b>、一体的かつ総合的に支援することを目的として活動を行う。</p> <p>(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 共同活動支援交付金に関すること 二 <b>先進的</b>営農活動支援交付金に関すること。 <b>三 向上活動支援に関すること。</b> <b>四 農地・水保全管理支払推進交付金に関すること。</b> <b>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に関すること。</b> <b>六 向上活動推進事業補助金に関すること</b> <b>七</b> その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。 2[略]</p> <p>第2章 会員等～第3章 役員等[略]</p> <p>第4章 総会 (総会の種別等)第13条～(総会の議決方法等)第15条[略]</p>	<p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約 平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更</p> <p>第1章 総則 (名称)第1条～(事務所)第2条[略]</p> <p>(目的) 第3条 道協議会は、農地・水・環境の良好な保全とその質的向上を図ることを通じて地域の振興に資するため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援することを目的として活動を行う。</p> <p>(事業) 第4条 道協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 一 共同活動支援交付金に関すること 二 営農活動支援交付金に関すること。 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に関すること。 四 その他道協議会の目的を達成するために必要なこと。 2[略]</p> <p>第2章 会員等～第3章 役員等[略]</p> <p>第4章 総会 (総会の種別等)第13条～(総会の議決方法等)第15条[略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>一～四[略]</p> <p>五 <b>先進的</b>営農活動支援交付金の実施に関すること。</p> <p><b>六 向上活動支援に関すること。</b></p> <p><b>七 農地・水保管理支払</b>推進交付金の実施に関すること。</p> <p><b>八 環境保全型農業直接支払等推進交付金の実施に関すること。</b></p> <p><b>九 向上活動推進事業補助金に関すること。</b></p> <p><b>十</b> その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p>	<p>(総会の権能)</p> <p>第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。</p> <p>一～四[略]</p> <p>五 営農活動支援交付金の実施に関すること。</p> <p>六 農地・水・環境保全向上活動推進交付金の実施に関すること</p> <p>七 その他道協議会の運営に関する重要な事項。</p>
<p>(特別議決事項)第17条～(議事録)第19条[略]</p>	<p>(特別議決事項)第17条～(議事録)第19条[略]</p>
<p style="text-align: center;">第5章 幹事会</p>	<p style="text-align: center;">第5章 幹事会</p>
<p>(幹事会の構成等)</p> <p>第20条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一[略]</p> <p>二 北海道農政部(農村振興局農村設計課<b>活性化</b>担当課長、食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長)</p> <p>三 農地・水<b>保管理支払交付金</b>を実施する活動組織がある市町村の担当課長等</p> <p>四～七</p> <p>3～6[略]</p>	<p>(幹事会の構成等)</p> <p>第20条 道協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、第23条第4項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。</p> <p>一[略]</p> <p>二 北海道農政部(農村振興局農村設計課資源保全担当課長、食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長)</p> <p>三 農地・水・環境保全向上対策を実施する活動組織がある市町村の担当課長等</p> <p>四～七[略]</p> <p>3～6[略]</p>
<p>(幹事会の権能)</p> <p>第21条[略]</p>	<p>(幹事会の権能)</p> <p>第21条[略]</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(代議員の構成等)  第22条 道協議会幹事会の業務運営を円滑に行うため、農地・水<u>保全管理</u>  <u>支払交付金</u>を実施する市町村担当課長等(以下「実施市町村課長等」とい  う。)から、総合振興局又は振興局単位で1名又は複数名の代議員を選出す  る。  2～4[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 事務局[略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計</p> <p>(事業年度)  第26条[略]</p> <p>(資金)  第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。  一[略]  二 <u>先進的</u>営農活動支援交付金  三 <u>一及び二の</u>国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体か  らの補助金等  <u>四 向上活動支援に係る地方公共団体からの補助金等</u>  <u>五 農地・水保全管理支払</u>推進交付金  <u>六 環境保全型農業直接支払等推進交付金</u>  <u>七 向上活動推進事業補助金</u>  <u>八</u> その他の収入</p> <p>(資金の取扱い)  第28条[略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等)  第29条 道協議会の事務に要する経費は、第27条第<u>五</u>号の農地・水<u>保全</u></p>	<p>(代議員の構成等)  第22条 道協議会幹事会の業務運営を円滑に行うため、農地・水・環境保全  向上対策を実施する市町村担当課長等(以下「実施市町村課長等」という。)  から、総合振興局又は振興局単位で1名又は複数名の代議員を選出する。  2～4[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 事務局[略]</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計</p> <p>(事業年度)  第26条[略]</p> <p>(資金)  第27条 道協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。  一[略]  二 営農活動支援交付金  三 国からの支援交付金と一体的に交付される地方公共団体からの補助金  等  四 農地・水・環境保全向上活動推進交付金  五 その他の収入</p> <p>(資金の取扱い)  第28条[略]</p> <p>(事務経費支弁の方法等)  第29条 道協議会の事務に要する経費は、第27条第四号の農地・水・環境保</p>

変 更 後	変 更 前
<p><u>管理支払推進交付金、同条第六号の環境保全型農業直接支払等推進交付金、同条第七号の向上活動推進事業補助金</u>及び同条第八号のその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 道協議会の事務に要する経費は、第27条第一号、第二号、<u>第三号及び第四号</u>の資金から支弁してはならない。</p> <p>(年度事業計画及び収支予算)第30条～(監査等)第31条[略]</p> <p>(報告)</p> <p>第32条 会長は、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要綱(<u>平成 23 年4月1日付け 22 農振第 2261 号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成 23 年4月1日付け 22 生産第 10953 号)</u>(以下、<u>これらを</u>「要綱」という。)、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要領(<u>平成 23 年4月1日 22 農振第 2262 号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成 23 年4月1日付け 22 生産第 10954 号)</u>(以下、<u>これらを</u>「要領」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長 <u>及び北海道農政事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>一～三[略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 この規約を変更した場合は農村振興局長 <u>及び北海道農政事務所長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第34条 第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく農村振興局長 <u>及び北海道農政事務所長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第35条 第4条第1項第一号、第二号、<u>第四号及び第五号</u>の事業が終了した</p>	<p>全向上活動推進交付金及び同条第五号のその他の収入をもって充てる。</p> <p>2 道協議会の事務に要する経費は、第27条第一号、第二号及び第三号の資金から支弁してはならない。</p> <p>(年度事業計画及び収支予算)第30条～(監査等)第31条[略]</p> <p>(報告)</p> <p>第32条 会長は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号。以下「要綱」という。)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知。以下「要領」という。)その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を農村振興局長に提出しなければならない。</p> <p>一～三[略]</p> <p>第8章 道協議会規約等の変更、解散及び残余財産の処分 (規約の変更)</p> <p>第33条 この規約を変更した場合は農村振興局長の承認を受けなければならない。</p> <p>(届出)</p> <p>第34条 第24条各号に掲げる規程に変更があった場合には、会長は、遅滞なく農村振興局長に届け出なければならない。</p> <p>(事業終了後及び道協議会が解散した場合の残余財産の処分)</p> <p>第35条 第4条第1項第一号、第二号及び第三号の事業が終了した場合及び</p>

変 更 後	変 更 前
<p>場合及び道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき農村振興局長 <b>及び北海道農政事務所長</b> に返還するとともに、同条第1項第一号 <b>から第三号及び第六号</b> の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2[略]</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第36条 要綱、要領その他この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け 19 道協議会第1号) 1～4[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け 22 道協議会第35号) 1 [略]</p> <p><b>附 則(平成23年〇月〇日付け 23 道協議会第〇〇号)</b> <b>1 この規約は、農林水産省農村振興局長及び北海道農政事務所長の承認の日(平成23年〇月〇日)から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。</b></p>	<p>道協議会が解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産があるときは、国費相当額及びその運用益にあつては要綱に基づき農村振興局長に返還するとともに、同条第1項第一号及び第二号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては、当該地方公共団体に返還するものとする。</p> <p>2[略]</p> <p style="text-align: center;">第9章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第36条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)その他この規約に定めるもののほか、道協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け 19 道協議会第1号) 1～4[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け 22 道協議会第35号) 1 [略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前				
北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会事務処理規程				
平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更 <b>平成〇〇年〇月〇日変更</b>	平成19年4月16日制定 平成22年4月1日変更				
(目的)第1条～(事務処理の原則)第2条[略]	(目的)第1条～(事務処理の原則)第2条[略]				
(事務処理体制)	(事務処理体制)				
第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者 を置き、分担して行うものとする。	第3条 道協議会の事務処理は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に掲げる事務責任者 を置き、分担して行うものとする。				
(事務の区分)                      (事務分担組織)                      (責任者)	(事務の区分)                      (事務分担組織)                      (責任者)				
一 共同活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道農政部農村振興局農村設計課 <b>活性化</b> 担当課長	一 共同活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道農政部農村振興局農村設計課資源保全担当課長
二 <b>先進的</b> 営農活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道農政部食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長	二 営農活動支援交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道農政部食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長
<b>三 向上活動支援に係る事務</b>	<b>北海道土地改良事業団体連合会</b>	<b>北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長</b>	三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長
<b>四 農地・水 保全管理支払</b> 推進交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会	北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長			
<b>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</b>	<b>北海道土地改良事業団体連合会</b>	<b>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</b>			
<b>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</b>	<b>北海道土地改良事業団体連合会</b>	<b>北海道土地改良事業団体連合会水土里推進部長</b>			

変 更 後	変 更 前
<p>2[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>策4条 農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)</u>、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)</p> <p>1[略]</p> <p><u>附 則(平成23年〇月〇日付け23道協議会第〇〇号)</u></p> <p><u>1 この規程は、平成23年〇月〇日から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。</u></p>	<p>2[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>策4条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p>1[略]</p> <p>附 則(平成22年5月28日付け22道協議会第36号)</p> <p>1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会会計処理規程
平成19年4月16日制定 <u>平成〇〇年〇月〇日変更</u>	平成19年4月16日制定
第1章 総則	第1章 総則
(目的) 第1条[略]	(目的) 第1条[略]
(適用範囲) 第2条 道協議会の会計業務に関しては、農地・水 <u>保全管理支払交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22農振第2260号農林水産事務次官依命通知)</u> 、 <u>環境保全型農業直接支援対策交付金交付要綱(平成23年4月1日付け22生産第10955号農林水産事務次官依命通知)</u> (以下、 <u>これらを「要綱」という。</u> )及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。	(適用範囲) 第2条 道協議会の会計業務に関しては、農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)及び道協議会規約(以下「協議会規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。
(会計原則) 第3条[略]	(会計原則) 第3条[略]
(会計区分) 第4条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 一 共同活動支援交付金会計 二 <u>先進的</u> 営農活動支援交付金会計 <u>三 向上活動支援会計</u> <u>四 農地・水保全管理支払</u> 推進交付金会計 <u>五 環境保全型農業直接支払等推進交付金会計</u> <u>六 向上活動推進事業補助金会計</u>	(会計区分) 第4条 道協議会の会計区分は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ区分して経理する。 一 共同活動支援交付金会計 二 営農活動支援交付金会計 三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金会計
2[略]	2[略]
(口座の開設)第5条～(出納責任者)第7条[略]	(口座の開設)第5条～(出納責任者)第7条[略]

変 更 後	変 更 前
<p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる北海道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務</p> <p>二 <u>先進的</u>営農活動支援交付金に係る事務</p> <p><u>三 向上活動支援に係る事務</u></p> <p><u>四 農地・水保全管理支払</u>推進交付金に係る事務</p> <p><u>五 環境保全型農業直接支払等推進</u>交付金に係る事務</p> <p><u>六 向上活動推進事業補助金に係る事務</u></p> <p>2[略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分) 第9条[略]</p> <p>第2章 勘定科目及び会計帳簿類[略]</p> <p>第3章 予算</p> <p>(予算の目的) 第16条[略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、農村振興局長 <u>及び北海道農政事務</u>所長に報告しなければならぬ。</p>	<p>(経理責任者) 第8条 次の各号に掲げる北海道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる経理責任者を置く。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>一 共同活動支援交付金に係る事務</p> <p>二 営農活動支援交付金に係る事務</p> <p>三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務</p> <p>2[略]</p> <p>(帳簿書類の保存及び処分) 第9条[略]</p> <p>第2章 勘定科目及び会計帳簿類[略]</p> <p>第3章 予算</p> <p>(予算の目的) 第16条[略]</p> <p>(年度事業計画及び収支予算の作成) 第17条 年度事業計画及び収支予算は、会計区分ごとに作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得てこれを定める。 2 前項の年度事業計画及び収支予算は、農村振興局長に報告しなければならない。</p>

変 更 後	変 更 前
<p>(予算の実施)第18条～(予算の流用)第19条[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出納～第5章 物品[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決算</p> <p>(決算の目的)第32条～(年度決算の確定)第36条[略]</p> <p>(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を農村振興局長 <u>及び北海道農政事務所長</u>に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第38条 農地・水 <u>保全管理支払交付金</u>実施要綱(<u>平成 23 年4月1日付け 22 農振第 2261 号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成 23 年4月1日付け 22 生産第 10953 号)</u>、農地・水 <u>保全管理支払交付金</u>実施要領(<u>平成 23 年4月1日 22 農振第 2262 号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成 23 年4月1日付け 22 生産第 10954 号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け 19 道協議会第1号) 1[略] <u>附 則(平成23年〇月〇日付け 23 道協議会第〇〇号)</u> <u>1 この規程は、平成23年〇月〇日から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。</u></p>	<p>(予算の実施)第18条～(予算の流用)第19条[略]</p> <p style="text-align: center;">第4章 出納～第5章 物品[略]</p> <p style="text-align: center;">第6章 決算</p> <p>(決算の目的)第32条～(年度決算の確定)第36条[略]</p> <p>(報告) 第37条 会長は、前条の規定により決算が確定したときは、速やかにその旨を農村振興局長に報告しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第7章 雑則</p> <p>第38条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け 19 道協議会第1号) 1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
北海道農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程	北海道農地・水・環境保全向上対策協議会文書取扱規程
平成19年4月16日制定 <b>平成23年8月30日変更</b>	平成19年4月16日制定
(目的)第1条～(文書の発行名義人)第4条[略]	(目的)第1条～(文書の発行名義人)第4条[略]
(文書管理責任者)	(文書管理責任者)
第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。	第5条 次の各号に掲げる道協議会事務処理規程(以下「事務処理規程」という。)第3条に定める各事務の区分ごとに当該各号に掲げる文書管理責任者を置く。
(事務の区分)	(事務の区分)
(文書管理責任者)	(文書管理責任者)
一[略]	一[略]
二 <b>先進的</b> 営農活動支援交付金に係る事務	二 営農活動支援交付金に係る事務
三 <b>向上活動支援に係る事務</b>	三 農地・水・環境保全向上活動推進交付金に係る事務
四 農地・水 <b>保全管理支払推進</b> 交付金に係る事務	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
五 <b>環境保全型農業直接支払等推進交付金に係る事務</b>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
六 <b>向上活動推進事業補助金に係る事務</b>	北海道土地改良事業団体連合会 水土里推進部長
2[略]	2[略]
(文書に関する帳簿)第6条～(文書の廃棄)第23条[略]	(文書に関する帳簿)第6条～(文書の廃棄)第23条[略]

変更後

(雑則)

第24条 農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2261号)、環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)、農地・水保全管理支払交付金実施要領(平成23年4月1日22農振第2262号)、環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)

1[略]

附 則(平成23年〇月〇日付け23道協議会第〇〇号)

1 この規程は、平成23年〇月〇日から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。

類別	文書
第1類	・農地・水・環境保全向上対策、 <u>農地・水保全管理支払交付金及び環境保全型農業直接支援対策の</u> 交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類 以下[略]
第2類	[略]
第3類	[略]

変更前

(雑則)

第24条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)

1[略]

類別	文書
第1類	・農地・水・環境保全向上対策交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類 以下[略]
第2類	[略]
第3類	[略]

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会公印取扱規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会公印取扱規程</p> <p>平成19年4月16日制定 <u>平成23年8月30日変更</u></p> <p>(趣旨)第1条～(使用範囲)第11条[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要綱(<u>平成23年4月1日付け22農振第2261号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)</u>、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要領(<u>平成23年4月1日22農振第2262号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略] <u>附 則(平成23年〇月〇日付け23道協議会第〇〇号)</u> <u>1 この規程は、平成23年〇月〇日から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。</u></p>	<p>北海道農地・水・環境保全向上対策協議会公印取扱規程</p> <p>平成19年4月16日制定</p> <p>(趣旨)第1条～(使用範囲)第11条[略]</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)、北海道農地・水・環境保全向上対策協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号) 1[略]</p>

「北海道農地・水・環境保全向上対策協議会内部監査実施規程」新旧対照表

変 更 後	変 更 前
<p data-bbox="280 274 1012 306">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会内部監査実施規程</p> <p data-bbox="795 351 1102 418">平成19年4月16日制定 <u>平成〇〇年〇月〇日変更</u></p> <p data-bbox="190 462 884 494">(趣旨)第1条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条[略]</p> <p data-bbox="212 534 302 566">(雑則)</p> <p data-bbox="190 574 1102 829">第7条 農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要綱(<u>平成23年4月1日付け22農振第2261号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要綱(平成23年4月1日付け22生産第10953号)</u>、農地・水<u>保全管理支払交付金</u>実施要領(<u>平成23年4月1日22農振第2262号</u>)、<u>環境保全型農業直接支援対策実施要領(平成23年4月1日付け22生産第10954号)</u>、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p data-bbox="235 869 851 901">附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p data-bbox="190 909 257 941">1[略]</p> <p data-bbox="235 949 896 981"><u>附 則(平成23年〇月〇日付け23道協議会第〇〇号)</u></p> <p data-bbox="190 989 1075 1053"><u>1 この規程は、平成23年〇月〇日から施行し、平成23年〇月〇日から適用する。</u></p>	<p data-bbox="1220 274 1953 306">北海道農地・水・環境保全向上対策協議会内部監査実施規程</p> <p data-bbox="1758 351 2042 383">平成19年4月16日制定</p> <p data-bbox="1131 462 1825 494">(趣旨)第1条～(内部監査結果の不適合の是正)第6条[略]</p> <p data-bbox="1153 534 1243 566">(雑則)</p> <p data-bbox="1131 574 2042 758">第7条 農地・水・環境保全向上対策実施要綱(平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知)、農地・水・環境保全向上対策実施要領(平成19年3月30日付け18農振第1778号生産局長、農村振興局長通知)、道協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p data-bbox="1176 869 1792 901">附 則(平成19年4月16日付け19道協議会第1号)</p> <p data-bbox="1131 909 1198 941">1[略]</p>